

議題 3

市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 平成30年度12月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第2号） 6
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正議案に対する意見の申出について 8
(代決報告第3号)

代決報告第2号

平成30年12月21日提出

平成30年度12月補正予算議案に対する意見の申出について

別紙の内容による平成30年度12月補正予算議案について、平成30年11月13日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

(補正予算の概要)

文 教 関 係

| 事 項 | 補 正 額 | 説 明 |
|----------------|---------------|---|
| 広島みらい創生高等学校整備 | 千円 132,000 | 千円 |
| 財源内訳 | | 旧広島特別支援学校等の外壁に含まれる石綿を解体工事の中で除去するための工事を追加するとともに、工事期間を延長する。 |
| 県負担金 20,473 | 所 要 額 | 459,400千円 |
| 市債 105,900 | 〔 解体工事 | 248,400千円) |
| 一般財源 5,627 | 〔 石綿除去 | 211,000千円) |
| | 既計上額 | 327,400千円 |
| | 補 正 額 | 132,000千円 |
| | (繰越明許費の設定) | |
| 事業名 | | 限 度 額 |
| 広島みらい創生高等学校整備 | | 千円 360,040 |

給 与 改 定 関 係

| 事 項 | 補 正 額 | 説 明 |
|-----------------|---------------|--------------------|
| 給与改定に伴う補正 | 千円 154,186 | 千円 |
| 財源内訳 | | 給与改定率 0.10% |
| 国庫負担金 34,861 | | 期末・勤勉手当 0.05月分増額 |
| 一般財源 119,325 | | 給与改定実施時期 平成30年4月1日 |

【参考】

平成30年度一般会計予算規模【教育費、災害復旧費(教育施設災害復旧費)】

| 区分 | 予算現額 | 12月補正予算額 | 12月補正後予算額 |
|----------------------|---------------|-------------|-------------|
| 教育費 | 960億3,163万4千円 | 2億8,618万6千円 | 963億1,782万円 |
| 災害復旧費 (教育施設災害復旧費) | 2億2,600万円 | — | 2億2,600万円 |

代決報告第3号

平成30年12月21日提出

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正議案に対する意見の申出について

下記の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正議案について、平成30年11月15日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の理由

職務の特殊性の実態を勘案し、国における取扱い等を考慮して、教育職員の特殊勤務手当の支給限度額を引き上げようとするものである。

3 改正の内容

教育職員の特殊勤務手当の支給限度額を1日につき6,400円から1万6,000円に改める。

4 施行期日

平成31年4月1日

第119号議案

平成30年12月3日提出

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「6,400円」を「1万6,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

職務の特殊性の実態を勘案し、国における取扱い等を考慮して、教育職員の特殊勤務手当の支給限度額を引き上げる必要がある。

新旧対照表（職員の特殊勤務手当に関する条例）

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| 第1条～第21条 (略) (教育職員の特殊勤務手当) 第22条 教育職員の特殊勤務手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する教育職員で職務の級が一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下「給与条例」という。）別表第3の教育職給料表(2)、教育職給料表(4)又は教育職給料表(5)の1級、2級又は特2級（第9号及び第10号に掲げる業務にあっては、1級から4級まで）のものであつて、次に掲げる業務（その業務が心身に著しい負担を与えると市長が認め程度に及ぶものに限る。）に従事するものに対して支給する。 (1)～(10) (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき <u>6,400円</u> の範囲内又は勤務1か月につき1万8,900円の範囲内で市長が定める。 | 第1条～第21条 (現行に同じ。) (教育職員の特殊勤務手当) 第22条 (現行に同じ。) 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき <u>1万6,000円</u> の範囲内又は勤務1か月につき1万8,900円の範囲内で市長が定める。 |
| 第22条の2～第30条 (略) | 第22条の2～第30条 (現行に同じ。) |